

2019年度 専門家登録のご案内

事業概要

(1) 事業目的

新たな取組を行うにも必要なノウハウに欠けて取組実施にまで至らない商店街に対し、専門家を派遣し、商店街の計画的な取組を助言及び支援することで、商店街の自主的かつ継続的な取組を後押しします。

(2) 募集及び登録

東京都商店街ステップアップ応援事業を実施するにあたり、商店街への助言及び支援を行う専門家を登録します。登録にあたっては、一般公募によるものとし、提出していただいた履歴書等の書面審査を経て、登録手続きを行います。

登録期間は1年度で、年度ごとの登録となります。

(3) 業務内容

商店街からの申請に基づき、専門家の得意分野等を勘案した上で商店街に対し課題解決を図る助言及び支援を行います。

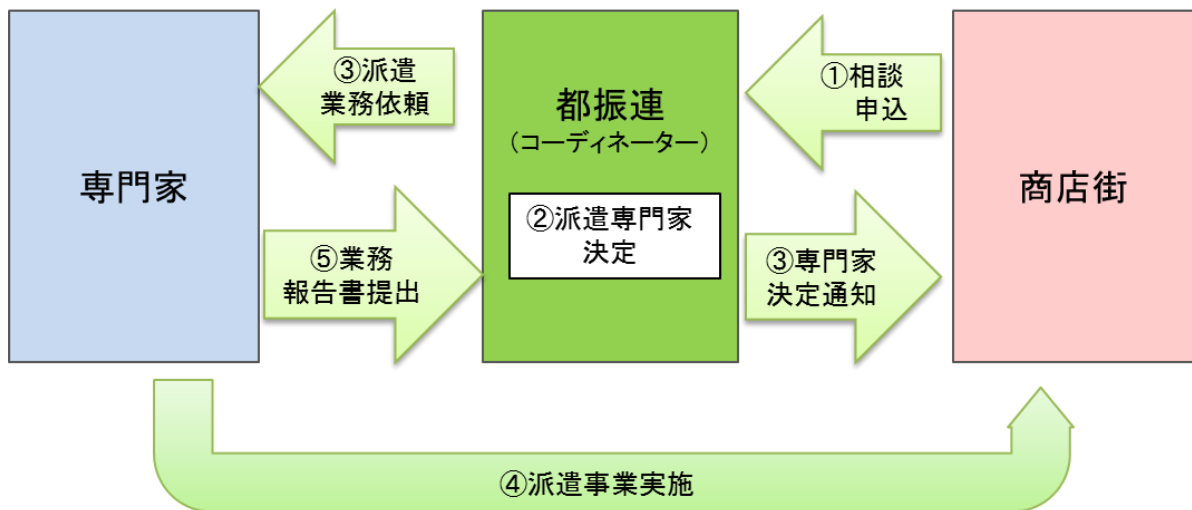
専門家が助言及び支援できる業務としては以下の通りです。

- ① 東京都が実施している商店街関連補助金事業に係るアドバイス
 - ア 商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント事業、活性化事業）
 - イ 地域連携型商店街事業
 - ウ 政策課題対応型商店街事業
 - エ その他
- ② 一般相談
 - ア 商店街活性化に係る問題の所在及び絞り込み
 - イ 上記検討のための現状分析
- ③ 商店街活性化計画策定等

(4) 派遣の流れ（概要）

当事業は、商店街の課題解決について相談またはアドバイスの支援を希望する商店街を募集し、支援に当たっては商店街からの相談内容を考慮し東京都商店街振興組合連合会（以下都振連）に在籍するコーディネーターが、派遣する専門家を決定します。支援決定後は、商店街に対し通知を行うとともに、専門家に対し業務依頼を行い、東京都商店街ステップアップ応援事業を実施します。

< 専門家登録後 >



(5) 派遣する専門家の決定

専門家派遣の申請があった商店街の相談内容に応じて、専門家の専門性や経験・実績を考慮して、都振連が決定します。

(6) 派遣回数

前頁（3）①及び②は、1 商店街につき 5 回まで

前頁（3）③は、1 商店街につき 10 回まで

(7) 支援の方法

商店街の自立化を促す支援やアドバイスを中心とし、顧問型や業務受託型の支援やアドバイスは避けてください。

(8) 事業実施後の評価

派遣による相談・支援が終了した後は、派遣業務報告書を提出して頂き、内部評価として、また商店街に対しては事業実施後アンケートを実施し、外部評価として、より良い制度構築のため参考にします。

(9) 謝金等

①謝金

1 回 25,720 円

※謝金対象とならないケースは以下のとおりです。

- ア 国又は地方自治体等の公的機関から人件費の補助金等を受けている者が派遣される場合。
- イ 専門家が、他の派遣機関から申請を受けて商店街に対し支援を行った場合。

②謝金支払いの対象となる助言、支援

商店街等に直接行った助言及び支援が謝金支払いの対象となります。

③旅費

- ・ 専門家等の最寄り駅から片道50kmを超える場合に支給します。
- ・ 業務上の必要（公共交通機関が無い商店街へ向かう場合など）によりタクシー利用を必要と認めた場合に限り車賃を支給します。

(10) その他

事業方針等の変更により、事業内容及び事業実施方法などについて変更する場合があります。